

児童手当を受けている人へ

6月は現況届の提出月です



現在、児童手当・特例給付を受けている人は、毎年6月に「現況届」を提出する必要があります。

この届は、6月1日における状況を審査し、引き続き手当を受給できる要件があるかどうかを確認するためのものです。提出がないと、6月以降の手当の支給が差し止められますので、ご注意ください。

対象者には書類を郵送しました。必要書類をご確認のうえ、郵送又は持参してください。

▼提出期限

6月30日㊥

▼提出書類

(□は全員、○は該当者のみ)

□平成27年度児童手当・特例給付現況届(※押印を忘れずに)

□受給者の健康保険被保険者証等の写し(町国民健康保険加入者は不要)

※児童の保険証不可

※年金加入証明が必要な場合あり

○平成27年度所得課税証明書(控除内容有りのもの)

※平成27年1月1日現在、吉岡町に住所がなかった人のみ。1月1日時点の住所地で取得

※配偶者が受給者の税法上の控除対象配偶者になっていない場合は、配偶者の所得課税証明書も必要

○児童の住民票が町外の場合は、児童を含めたその世帯全員の住民票

○その他、必要に応じた書類

子育て世帯
臨時特例給付金について

平成27年6月分の児童手当受給者で平成27年5月31日時点に吉岡町に住所のある方は、子育て世帯臨時特例給付金の該当となります。申請書は児童手当現況届と一体の様式となりますので、忘れずに記入してください。

給付額

対象児童一人につき3千円

注意

※平成27年6月分の手当が、特例給付(児童手当の所得制限額以上の方)の方は支給対象とはなりません。

※公務員の方は、職場で「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属の証明を受けた申請書をもらい、5月31日時点で住所のある市町村へ申請してください。

健康福祉課 福祉室
26・2247(直通)

問合せ先

「臨時福祉給付金」については、8月以降に、該当者に申請書を送付する予定です。



このコーナーでは
町のおすすめ場所や
楽しみ方を紹介します。

ほたる祭り

6月のおすすめは漆原ほたると水辺を守る会が主催するほたる祭り。今年は6月20日㊤に開催されます。

道の駅よしか温泉南公園ほたるの里に露天が並び、芝生広場では八木節や太鼓、踊り、園児の遊戯などがにぎやかに演じられます。

陽が傾き、暗くなり始めると、水辺一帯にホタルが舞う姿が優雅な光の筋となり、幻想的な風景が広がります。

ホタルに癒され、夏の始まりを感じる穏やかな時間を味わってみませんか。

年々大好評のお祭りです。



平成27年度 吉岡町公民館 教養講座
地域のことをもっと知りたい人を大募集!

受講生
募集

『群馬の方言・吉岡の方言 ～ことばと生活～』

昨年好評の講座の第2弾。今回からの参加でも大丈夫です。
知っているようで知らない方言の魅力に触れてみませんか?

日時 7月19日⑧【全1回】

午前10時～11時30分

会場 吉岡町文化センター 視聴覚室

対象者 成人50人(定員を大幅に超えた場合は抽選とし、
受講できない時のみご連絡します。)

講師 群馬県立土屋文明記念文学館

館長 篠木 れい子 先生

参加費 無料

申込 ①電話(9時～17時 平日のみ)

②窓口(9時～17時 土日祝可)

締切 7月14日⑩

▶申込・問合せ先

教育委員会事務局生涯学習室
(吉岡町文化センター窓口)

☎54-1054(直通)

主催：吉岡町教育委員会事務局

幼稚園児の保護者の皆様へ 幼稚園就園奨励費

町では、幼稚園教育の一層の

充実と保護者の経済的負担の軽

減を図るため、私立幼稚園の授

業料等の減免事業(就園奨励費

の支給)を行っています。

就園奨励費は、各私立幼稚園

を通じて支給しますので、在園

している私立幼稚園へ申請して

ください。

▼支給対象

・吉岡町に住所を有する

・私立幼稚園(町外の園を含む)

に通う満3～5歳児の保護者

※所得状況などにより、対象と

ならない場合もあります。

▼問合せ先

在園している各私立幼稚園

教育委員会事務局 学校教育室

☎26・2286(直通)

講師募集!

住民参画型事業自主企画運営生涯学習講座

後期「よしおか手作り講座」

「あなたも講師になってみませんか!」

「よしおか手作り講座」は、

住民の皆さまが講師となり、

受講生と一緒に運営する講座

です。

知識や特技を活かして、楽

しい講座を開いていただける

講師を募集します。

講座ジャンルは問いませ

ん。(※ただし文化センターや

コミュニティセンターなど

実施が困難な内容、特定の政

党・宗教・企業などの営利に

関わるものや営業による塾・

教室などへの生徒勧誘を目的

としたものは対象外です。)

▼講座開催期間

10月～平成28年3月

※開催時間は概ね2時間程

度、回数は1～6回程度

▼講師対象 町内または近隣

に在住・在勤の人(免許・資

格は不要)

※講師打合せ会議(7月16日

※午後7時)に出席できる

人(出席できない場合は要相

談。)

受講者募集中です

講座名 親子リトミック

期日 7/9・16⑥

10:30～11:30

場所 文化センターリハーサル室

対象・定員 1～3歳児と保護者10組

受講料 1,000円

締切日 6/25⑥

①講座名②内容③受講対象
者・募集人数④材料費・持ち
物など⑤開催日数・希望日時
⑥開催希望会場(文化センタ
ーは⑦休館)⑦講師プロフイ
ール(住所、氏名、生年月日、
職業、電話、FAX、メール
アドレス、その他連絡先)

▼指導料 受講生参加費
講座開催回数に関係なく、
一講座につき一人千円
▼申込締切 7月2日⑥
▼申込方法 左記の①～⑦を
明記した企画書を提出。様式
は問いません。(企画書は生
涯学習室窓口にて配布、また
は町ホームページからダウン
ロードできます。)

▶申込み・問合せ先 教育委員会事務局 生涯学習室 ☎54・1054(直通) ☎54・8448

道路は通行しやすく安心・安全に

樹木の伐採所有地管理にご協力をお願いします

道路や歩道に張り出した枝や倒木は、通行する人や車の妨げとなり、大変危険です。

強風・大雨など災害時の安全確保のためにも、樹木管理にご協力をお願いします。特に、通学路として利用されている道路では、管理を徹底しましょう。

土地の所有者さまへ

所有する土地が次のような状態になっている場合は、樹木の伐採や枝払いが必要です。

●道路や歩道に枝が張りだしている。

●枯れ木や折れ枝が通行の邪魔をしている。

●竹木の繁茂が通行の邪魔をしている。

⚠️私有地から張り出した枝は、土地所有者に所有権があるため、町では伐採できません。また、倒木などが原因で通行者や車に事故が発生した場合、樹木が植生する土地の所有者が民法・道路法などにより責任を問われる場合があります。

▼作業時の注意点

①歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、転落事故などが起こらないようにしてください。

②電線や電話線がある場所で作業する場合は事前に電力会社や電話会社と連絡し、立合いのものと行ってください。

▼連絡先

○東京電力群馬カスタマーセンター／平日午前9時～午後7時（土曜日は午後6時まで）

☎0120・995・222

※フリーダイヤル不可の人は

☎027・898・3406

○NTT（24時間年中無休）

☎113（局番なし）

☎0120・444・113

▼土地・道路に関する問合せ先

産業建設課 用地管理室
☎26・2279（直通）



春の環境美化週間

ごみ収集場所マナーアップ週間

群馬県では、5月・6月の期間を「春の環境美化月間」とし、環境美化活動を実施しています。

町も、県の活動と合わせ、環境美化推進協議会と各自治会の協力を得て、6月15日①～19日②の期間、ごみの出し方などの一斉指導を行います。

この期間、各ごみ収集場所に

腕章を付けた役員が現地指導をしますので、ご協力をお願いします。

※町指定ごみ袋で出していない物については、注意シールを貼りますので、必ず指定袋をご使用ください。

▼問合せ先

町民生活課 生活環境室
☎26・2243（直通）

各種統計調査に従事していただける方

登録調査員の募集について

▼応募要件

①責任を持つて事務を遂行できる方②満20歳以上の方③業務遂行上利害関係がない方

▼主な勤務内容

調査対象となる世帯や事業所を訪問し、調査票の配布・回収、点検・整理などを行います。

▼報酬

国の基準に基づき報酬が支払われます。

▼統計調査員の身分

任命期間中は非常勤公務員となり、守秘義務が課せられます。調査活動中の災害については、公務災害補償が適用されます。

▼申込み方法

登録の手続きが必要になりますので、興味のある方は左記政策室までご連絡下さい。

※ただし登録しても必ず調査に従事出来るとは限りません。

▼問合せ先 総務政策課 政策室

☎26・2241（直通）

今月の納税

町県民税……………1期

納期限6月30日㊥

コンビニエンスストアでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

投票所の投票時間は午後8時まで
群馬県知事選挙のお知らせ

告示日 6月18日㊤

投票日 7月5日㊤

投票時間 午前7時～午後8時

▼投票所入場券

群馬県知事選挙用の入場券を世帯ごとに6月中旬に郵送しますので、投票所に持参してください。

入場券を紛失した場合は投票の際に再発行します。本人であることを確認できるもの（運転免許証、保険証など）を投票所に持参してください。

▼吉岡町で投票できる人

①平成7年7月6日以前に生まれた人で平成27年3月17日以前に本町で住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住所があり、選挙人名簿に登録されている人

②県内の他市町村から吉岡町に転入した人

県内の他市町村に3カ月以上住んでいて、その後本町に転入し、平成27年6月17日現在で3カ月に満たない人は、前住所地での投票になりますが、不在者投票制度を利用して吉岡町で投票することもできます。

選挙人名簿に登録されていることを、前住所地の選挙管理委員会に確認してください。

③吉岡町から県内の他市町村に転出した人

県内の他市町村に転出した人で、吉岡町の選挙人名簿に登録されている人は、吉岡町で投票することができます。

また、不在者投票制度を利用して現在お住まいの市町村の選挙管理委員会などに出向き投票することもできます。

⚠注意!

②③に該当する人は市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要になります。証明書は町民生活課町民サービス窓口(☎26・2244)などで発行しています。



投票を忘れずに!



期日前投票のご案内

選挙期日に仕事や旅行、学業、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる人は、期日前投票を行うことができます。

期日前投票の際は宣誓書の記入が必要になります。

▼期日前投票期間

6月19日(金)～7月4日(土) (土・日曜日を含む毎日)

▼期日前投票時間

午前8時30分～午後8時

▼場所

吉岡町コミュニティセンター

1階和室(役場南)

吉岡町大字下野田560番地

▼問合せ先

吉岡町選挙管理委員会

☎26・2240(直通)

野積堆肥の適正管理をお願いします

- ・堆肥は使う分(適正な施肥量)だけ運搬し、散布後はすぐに作物を作付けする。
- ・ストックヤード(堆肥舎内)で管理する。
- ・堆肥盤での管理は、堆肥を防水シートで覆い雨水等にあたらないようにする。
- ・堆肥舎、堆肥盤を所有していない場合は上下を防水シートで覆い、液汁等が地下浸透しないようにする。
- ・防水シートで覆った際には、風で飛ばされないようしっかり固定する。

▶問合せ先 産業建設課 産業振興室 ☎26・2280(直通)